

草の根・人間の安全保障無償資金協力に係る本邦NGOによるフォローアップ事業(2011-2014)
これまでの主な提言と対応

2015年10月

番号	項目	NGO提言	NGO提言に対する外務省の対応	外務省の対応に対するNGO意見	調査国名	分類(注)
1	案件形成	ハード案件のリスク軽減及び効果拡張のために、研修などのソフトコンポーネントを案件に組み込むことができるように供与資金の用途の柔軟化を促進すべき。	JICAの技術協力との役割分担に留意する必要があるものの、案件の持続性の強化等のためには、ソフト・コンポーネントを組み合わせることが有効な場合があることから、ソフト・コンポーネントを含む案件の承認を推進している。	ソフトコンポーネント(被益者の研修、新設機材の操作技能の訓練、NGO職員の能力強化など)との組み合わせが可能であることを申請書公募時に明文化するなど、周知を徹底してほしい。 この対応は繰り返されているが、例えば全体の〇〇%にソフト部分が含まれる、と言ったような客観的な目標やそれに基づいたフォローアップを行うようにすべき。またソフトをモニターできるだけの担当者のキャパ(能力、時間、金など)も同時に必要かどうか。	Bangladesh Cambodia Belarus Tanzania Philippines Uzbekistan	A
2	案件形成	対象団体の性格の違いに配慮した支援方法として、規模の小さな非営利団体に対しては、地方公共団体等とは異なる柔軟性ある支援方法を開発すべき。	御指摘のように、対象団体の性格の違いに配慮することは重要と考えている。その観点から各国の執行目標を件数ではなく金額にすることなどにより、比較的少額の案件であっても柔軟に形成・採択できるようにしている。	ソフトコンポーネントとの組み合わせが可能であることを前提に、GGPで購入した機材等が有効かつ持続的に活用されるためには、必要に応じて複数年の支援を要請したい。	Philippines	A
3	案件形成	プロジェクト内、あるいは他のプロジェクト間の不適切な会計処理を防止するために、プロジェクト費用全体の適当な割合の管理費用について、事業との関連性がある場合には柔軟にこれを含めること。	支援対象プロジェクトに必要な不可欠な、人件費、運営費等の運営関係費は支援することができるようにしている。	ポイントは、他のプロジェクトとの間で管理経費が重複計上されていないかを確かめられるようにするために、一定の管理経費を支援すること。支援していること自体ではない。	Sri Lanka	A
4	案件形成	世界共通に一件1千万円以下が原則だが、相手国によって大きく異なる物価水準を考慮していないので不合理かつ不平等となっている。インフレ率を考慮したり、PPPで実質の通貨価値を捉える等適正額を算出して限度額を設定すべきである。 他のODAスキームが適用されにくい中南米に多く配分され、一方で人間の安全保障のニーズが高いと推定されるLDCsに配分が必ずしも多くないことは、GGPの理念と現実の格差を示すもので、是正すべきである。LDCsなど人間開発指数が低い地域や国、最貧困層の人々に優先配分するようにすることが好ましい。	草の根無償は、草の根レベルの住民に直接裨益する比較的小規模な事業のために必要な資金を供与するものであることから、供与限度額は原則1,000万円以下としているが、個々の案件の内容に応じて(人間の安全保障の考え方を強く反映する場合、案件の継続性の強化を図る場合等)、1,000万円を超過する案件の形成も可とし、柔軟な対応をしている。なお、数億円規模の事業であれば、政府間の国際約束に基づいて行われる無償資金協力にて対応している。 また、貧困層への配慮は重要であり、草の根レベルに対する裨益効果が高い案件、小規模な支援によって特に高い援助効果を発揮する案件、人道危機的支援が必要な案件等を中心に支援を行っているが、草の根レベルの支援ニーズは、比較的所得の高い国においても存在しており、LDCsのみを優先することは困難。	一つは、多くの国連組織が使っているPPPを導入して、その国の物価水準に合わせた上限額(基準額)を設定すること。なぜPPPを導入しないか、不思議でならない。二点目は、GGPはMDGsのターゲット8Bをどうしてもっと積極的に体现しないのか、ということ。比較的所得の高い国に貧困はあるが、それこそ自助努力を優先すべきなのでは。	Bangladesh	C
5	案件形成	草の根レベルでの支援を行っている他国のドナーが存在しないような国では、日本の認知度や信頼度を大幅に高めることができる可能性もあり、優先的に草の根無償の資金額を振り分けることが望ましい。	御指摘のように日本の認知度や信頼度を高めることは重要と認識しており、各国への予算配分においてはその点も含めて総合的な検討を行っている。		Uzbekistan	A
6	審査	国によっては年間スケジュールの設定がされず、ユーザーには不親切。多くの国では実質9月頃締切りだが、世界各国の案件が10月頃から外務省に集中する。雨季や年度等を考慮した国別年間スケジュールを設定すれば、外務省も決裁集中が避けられる。また、申請の集中を避けるためにも、例えば7月と12月頃を軸に、各国の事情を考慮の上で、年2回の締切りを設定することがより好ましい。	業務の集中を避けるためにも年間スケジュールの設定が必要との認識を共有し、現在、本省への稟請の締切りを年2回としている。その結果、例えば、平成22年度では年度前半で稟請される案件数は全体の半数以下であったのに対し、平成26年度では約半数の案件が稟請されるようになった。		Bangladesh	A
7	審査	申請書及び請訓表において、プロジェクトの目標や裨益効果を明確に設定する必要がある。	御指摘の点は重要であり、現在、案件の目標及び裨益効果については、可能な限り実現可能な数字を用いて具体的な効果を請訓表に記載するようにしている。		Cambodia	A
8	審査	申請案件の事業背景や状況を明確に把握するために、申請者(代表者)以外に、申請書の作成を支援した個人・団体がいる場合は、その連絡先を記載し、記録として残すことが望ましい。	一義的には被供与団体の代表者が責任を持つべきと考えるが、御指摘を踏まえ、必要に応じて、各在外公館にて対応することとする。		Cambodia	A

(注)分類

A. 既に全面的に改善されている事項

B. 部分的にしか改善されていない事項(今後は実施国の状況に応じて指摘すべき事項)

C. 制度等の事情により実現が極めて困難な事項(今後は必要に応じて指摘するだけにとどめる事項)

番号	項目	NGO提言	NGO提言に対する外務省の対応	外務省の対応に対するNGO意見	調査国名	分類(注)
9	審査	応募書類は、簡略なものから始め、段階順に追加書類を求めるようにする。採択されない案件が多くを占めることを考えると、三者見積(資器材・設備の調達、建設、サービス等)を含めた応募書類作成のためのエネルギーと費用の大半は無駄になる。	応募書類の提出を段階的にすると、その都度審査を行わなければならない、業務が膨大となることから、人員体制に限界がある現状では対応が困難。なお、審査の客観性・公正性の観点から、可能な限り三者見積りをとるよう指導しているが、特段の事情により困難な場合は、他の類似案件との比較などでも可とするなど、柔軟な対応をしている。	一般的に応募書類を段階的にしたほうが、全部では業務量が少なくなる(目を通さなくてよい書類が提出されなくなる)はず。無駄に時間を使ってないか、具体的説明をしてほしい。三者見積りは現場では形式化していることが多いことは理解されているのか。	バングラデシュ	C
10	審査	申請NGOの会計及び財産の全体状況を把握した上で、審査・モニタリングをする。これは、経済的余裕のない団体の不正を防ぐことにもなる。	御指摘のとおり、被供与団体の財務状況を把握して審査することは重要であり、現在では、案件の審査に当たり、被供与団体の過去2年度以上の財務状況を確認している。		バングラデシュ	A
11	審査	申請案件は大使館で審査・承認し、審査期間を短縮してはどうか。審査プロセスの迅速化・透明化。	草の根無償の予算は実施計画ごとに財務大臣の承認を得なければならないことから、本省の審査・承認なしに在外公館のみで実施することはできないが、審査手続の効率化を図るため、請訓表を簡略化するなど業務の見直しを行った。	できれば請訓表を開示してほしい。また、請訓表の簡略化した結果、どれだけの期間の短縮が可能か、またはすでに実行されたとすれば、どれだけの期間を短縮できたかについてご教示願いたい。		B
12	審査	審査結果については、採択案件だけでなく、落選案件についても、落選理由が明確にわかり、次回申請時の教訓になるような評価結果を申請NGOにフィードバックする。また応募団体数と採択団体名、そして合意がある場合には不採択団体名のリストを公表する。	不採択理由を通知することは被供与団体の能力強化の観点からも重要であることから、御指摘を踏まえ、申請団体に書面で不採択の旨を通知する際にはその理由を付けて通知することとする。他方、不採択団体のリストを公表することについては、いたずらに団体の名誉等を傷つけることになりかねないため、対応は困難。		バングラデシュ スリランカ フィリピン ウズベキスタン	B
13	審査	申請時、設計書の精度確認のため、大使館にてコンサルタント(第三者機関)を起用してはどうか。	案件や被供与団体の能力次第ではあるものの、御指摘のように、第三者が設計の精度を確認した方が適切な場合があることから、そのような場合には、外部に委嘱することを可能としている。	「被供与団体の能力次第」及び「外部に委嘱することを可能としている」について、被供与団体(地方公共団体、ローカルNGOなど)が設計や施工の段階で、その品質に問題があるかどうかを判断することは難しいと思われます。	ラオス	A
14	審査	対象NGOの組織的信頼性に疑問がある場合、事前審査やモニタリングの過程で適当な組織チェックを実施するように努めること。その際、「CSO開発効果イスタンブール原則」とその国際枠組み、あるいはインドのNGOの行動基準(Code of Conducts)や日本JANICのセルフ・アカウンタビリティ・チェックリストなどを参考/援用すること	被供与団体が十分な実施能力、資金管理能力を持つことは重要との認識を共有しており、被供与団体の活動実績、人員体制、財務状況等を確認して案件の選定、検討を行っている。仮に現在の手続で被供与団体の信頼性に問題が多発する場合には、今後、CSO開発効果イスタンブール原則なども参考にすることを検討したい。		スリランカ	B
15	審査	申請案件が増加した場合は、外部委嘱員と短期契約を行って対応してはどうか。	申請案件が増加した場合等に対応するため、外部委嘱員との短期契約を在外公館に推奨している。引き続き、外部リソースの有効活用を進めていく。		タンザニア	A
16	実施	被供与団体に対しフォローアップ費の利用について周知するべき。	御指摘のとおり、フォローアップ費の周知が必要と考えており、在外公館から被供与団体への周知を行うとともに、本省における在外担当官の研修等においてもその旨説明していく。		バングラデシュ カンボジア フィリピン	A
17	実施	各案件の進捗に併せて、年度をまたいで資金供与を可能とするほうが管理上望ましいのではないかと。	予算決算及び会計上、被供与団体への資金交付は年度内に行わなければならないことから対応は困難。なお、年度末間近まで調整に手間取るような場合は、翌年度案件とすることなどにより弾力的に運用している。		ペルー	C
18	実施	適切な維持管理を行っていたにもかかわらず、被供与団体や受益者である住民たちによる自助努力では対処できないような破損が生じた場合(インフラ整備の案件など)、修理を目的とした案件の申請を認め、GGPの枠組みから修繕費用を拠出できるように、制度の見直しを行うことが望ましい。	御指摘の点は重要であると考えている。草の根無償資金協力では、相手側の自助努力支援等の観点から、供与物資の維持管理費については、原則、支援の対象外としているが、事業目的の達成に必要な不可欠である。緊急性又は人道上の必要性があるなどその必要性が真に認められ、また、維持管理体制が確立されている場合は例外的に支援を行っている。		カンボジア	C

番号	項目	NGO提言	NGO提言に対する外務省の対応	外務省の対応に対するNGO意見	調査国名	分類(注)
19	案件監理	案件によっては特定案件調査時に調査者の側に立つ現地語通訳を同行させた方がよい。	御指摘のとおり、案件の調査時における現地語通訳の重要性を踏まえ、必要な場合には、通訳費を支弁している。		タンザニア	A
20	案件監理	進捗遅れや資材費高騰など諸課題の早期発見、大使館との共有、解決のために、第三者の他団体やNGOなどによるモニタリングにかかる費用をプロジェクト費に組み込むことにより、被供与団体と大使館とのコミュニケーションがより円滑になると考えられる。 モニタリング段階での外部監査法人を活用してはどうか。	事業の中間段階におけるモニタリングが重要との認識を共有。現在、在外公館又は被供与団体が第三者に委託して中間モニタリングを行っている。また、被供与団体が外部の監査法人等に委託して外部監査を行う場合、そのための費用は草の根無償の支援対象とすることができる。	前向きを評価するが、外部監査法人の多くが、会計監査だけで業務監査に及んでいない、ということはないか。	ペルー バングラデシュ カンボジア	A
21	人員体制	より専門性の高い外部委嘱員確保のため、通訳をつける等を検討し、現地語が堪能でない専門家への門戸を広げてはどうか。	御指摘のとおり、外部委嘱員の門戸を広げることは重要であるとの認識を共有し、現地調査の際に外部委嘱員が通訳を同行させるための費用を認めている。		ラオス	A
22	人員体制	草の根外部委嘱員の専門性を生かすべく、その職務の範囲、本官との役割分担等の原則を明確にする。	外部委嘱員と本官との役割分担を明確にすることが重要との考え方を共有し、草の根無償のガイドラインにおいて、外部委嘱員の位置付け、業務などを明記した。		バングラデシュ	A
23	人員体制	専門家としての委嘱員の質を高めるべく、案件数に応じた人員数の確保と専門性を持つ人員の配置を図る。より質の高い人材を安定的に確保するために、報酬や待遇を改善する。	御指摘のとおり、案件数に応じて人員数を確保することは重要と考えており、過去5年の案件数に比例して外部委嘱員の契約数を定めることとしている。他方、謝金や住居費の増加は、予算上の制約から、対応は困難。		バングラデシュ ウズベキスタン	C
24	人員体制	一つの国、あるいは地域の公館の委嘱員同士の情報共有を進めること。	御指摘を踏まえ、在外公館をまたぐ形での情報共有がどの程度必要か精査する。	結果を示して頂くとありがたい。	バングラデシュ	B
25	広報	草の根無償資金協力の案内はHPのみとなり、また日本語と英語がメインとなっている。地方においてはインターネットへのアクセスが限られており、母国語以外の言語を解する人口も少ないため、潜在的なターゲットグループへ情報が届いていない可能性もある。使用言語の拡大や募集要項の充実、現地NGOネットワークと連携を図る等、周知方法の多様化を提案する。	御指摘のとおり、国によっては現地語による広報が必要との認識を共有しており、可能な場合には、現地語による広報を行っている。		バングラデシュ ラオス スリランカ	B
26	広報	外務省ODAサイトには国別に供与実績(案件名)が掲載されているが、案件の具体的内容は掲載されておらず、実施結果についての情報も載せられてはいない。草の根無償もODAの重要な一部であり、全案件の実施結果を含め、協力の初めから終わりまでの一貫した情報をスポンサー(=日本国民)に対しわかりやすく伝え、それに対する質問や意見を受け付けるといった対応を考えてはどうか。	草の根無償はODAの重要な一部であり、案件情報の公表が重要との認識を共有するが、草の根無償は年間1,000件を超えており、その全てについて御指摘のような対応をとることは困難。		ペルー	C
27	広報	情報の格差が存在している現状を鑑み、大使館HP以外での広報を検討することが望ましい	大使館HP以外での広報が重要との認識を共有。現在、署名式や引渡式の機会を活用して積極的に広報に努めているほか、委嘱員を積極的に地方へ派遣して説明会などを開催するようにしている。		ウズベキスタン	A
28	広報	供与式等の式典費に関し、我が方の宣伝的側面が強い場合は、事業費に組み込めるようにしてはどうか。	式典費はプロジェクトそのものではないため、原則として、先方が負担すべきものと考えているが、事業目的の達成に必要不可欠であるなどその必要性が真に認められ、また、維持管理体制が確立されている場合は例外的に支援を行っている。		タンザニア	A

番号	項目	NGO提言	NGO提言に対する外務省の対応	外務省の対応に対するNGO意見	調査国名	分類(注)
29	連携	<p>他の開発プロジェクト(JICA事業など)や他機関との連携が、事業の目標達成及び持続性に影響する案件については、連携に関する情報を申請書に記載することが望ましい。</p> <p>国によって可能な場合は、日本のNGOやJICA/JOCV関係者と本件に関する意見交換会を適宜定期的に行う。また現地NGOや地方行政関係者とも、同様な会合を持つことが望ましい。</p> <p>草の根無償案件では、それぞれのプロジェクトが独立して実施されており、ハード支援が多く見受けられるが、ODAを総合的かつ効果的に運用し、相乗効果を高め、信頼を築き上げていくためには、JICAやNGO連携無償等その他ODAスキームとの連携を提案したい。</p>	御指摘のように他の組織やスキームによるプロジェクトとの連携は重要と認識しており、草の根無償のガイドラインにおいて、企業がNGO等と協力して行うCSR活動等との連携といった官民連携、ODAタスクフォース関係者の意見聴取等連携策を検討するよう定めている。また、そのような連携がある場合には、案件の請訓表に記載している。		カンボジア バングラデシュ ペルー ウズベキスタン	A
30	連携	効果的な案件形成のため、案件審査の段階で日本のNGOの知見を活用出来るシステムを構築してはどうか。また、フォローアップ事業では対象案件の分野に特化したNGOを選定してはどうか。	御指摘のとおり、日本のNGOの知見を活用することは有益との考えに立ち、本邦NGOによるフォローアップ調査を行っており、ここで得られた教訓を必要に応じて審査にも活かしていく。		ラオス	B
31	連携	開発協力で様々なスキームを組み合わせるプログラム化を進める我が国にとって、無償・有償をほぼ全面的に実施しているJICAにGGPの所掌を移管することで、GGPとの様々な連携が促進され、相乗効果発現も期待できる。当面はプログラム化された案件の中でJICAや他スキームの活動をサポートする案件の中で実施し、段階的に取り扱いを移管することを検討する。	草の根無償資金協力は、機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要性が高いことから、引き続き、外務省にて実施することが適切であると考えているが、草の根無償のガイドラインにおいて可能な範囲でJICA実施事業との連携を図るよう定めている。		バングラデシュ	C
32	連携	<p>募集の広報とフォローのためにローカルのネットワークNGO及び日本の現地NGOを活用してはどうか。</p> <p>多様かつ多数、多額の案件を担当するGGP担当職員(本官及び委嘱員)の人員体制及び専門性の大幅な強化と、必要な現場訪問のための十分な予算措置を行うこと。それらを補うために、現地在住の本邦NGO関係者やローカルコンサルタント等を積極的に特定案件型の外部委嘱員として活用すること。</p>	外部委嘱員の人員体制の強化や現場訪問のための予算措置については、予算の制約上対応が困難であるが、現地において活動する日本のNGOや現地NGOの知見を積極的に活用することが重要との認識に立ち、特定案件型調査において、コンサルタントと契約しているほか、本邦NGOによるフォローアップ調査を行っている。		スリランカ フィリピン	A
33	連携	JANICは本事業の調査報告に関して、共通のフォーマットを作成すべき。			ウズベキスタン	
34	連携	2010年から実施されている本事業の報告書における提言を整理して、共有する機会を設けるべき。また、その改善されている点やされていない点などを次回以降の本事業の実施団体が活用すべき。	本レビュー会合にて対応。		ウズベキスタン	A